

三島町高等学校通学費等支援事業交付要綱

(目的)

第1条 三島町に住所を有する高校生等の通学費等の一部を補助することにより、家庭の経済的負担を軽減し、学業への専念を支援することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 補助の対象となる者は、以下のいずれかに該当する生徒とする。

- (1) 三島町に住所を有し、公共交通機関を利用して通学する生徒
ただし、他団体（川口高校桐径会等）からの補助を受けている場合は対象外とする。
- (2) 三島町立三島中学校を卒業し、町内自宅から通学が困難なため、保護者が契約した借家または学校寮等から生活・通学している生徒

(支給要件)

第3条 補助の対象となる者は、毎年度4月1日現在で在学または入学が決定している者とする。

(支援額)

第4条 補助額は以下のとおりとする。

- (1) 第2条第1項第1号に該当する者については、自宅の最寄りの駅から通学先の最寄り駅までの6か月定期運賃の2倍の額を年額とし、その額の1/2を補助する。
- (2) 第2条第1項第2号に該当する者については、月額5,000円を上限とし、12か月分を支給する

(支給方法)

第5条 補助金は年1回、対象者またはその保護者の指定する口座へ振り込むものとする。

(申請手続)

第6条 補助金の申請は、毎年度所定の申請書に必要書類を添付のうえ、町役場へ提出すること。必要書類は以下のとおりとする。

- (1) 申請書（様式第1号）
- (2) 在学証明書または合格通知書
- (3) 通学定期券の購入証明書（第1条第1項第1号該当者のみ）
- (4) 借家契約書の写しまたは学校寮入居証明書（第2条第1項第2号該当者のみ）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(支給決定及び通知)

第7条 町長は申請内容を審査のうえ、補助金の支給を決定し、申請者に通知するものとする。

(不正受給の禁止)

第8条 虚偽の申請や不正な方法により補助金を受給した場合は、当該補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

三島町長 様

（申請者）保護者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

生徒氏名 _____

学 校 名 _____

学 年 年 _____

三島町高等学校通学費等支援事業申請書兼請求書

三島町高等学校通学費等支援金の交付を受けたいので、三島町高等学校通学費等支援事業交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請内容（該当するものにレ点を付してください）

☐ 公共交通機関利用による通学支援（第2条第1項第1号該当）

・利用する公共交通機関：_____

・通 学 定 期 区 間：_____

・6 か 月 定 期 金 額：_____円

☐ 借家・学校寮等からの通学支援（第2条第1項第2号該当）

・借 家 / 学 校 寮 名：_____

・所 在 地：_____

・月 額 家 賃：_____円

2 添付書類（該当するものにレ点を付してください）

☐ 在学証明書または合格通知書

☐ 通学定期券の購入証明書（公共交通機関利用の場合）

☐ 借家契約書または学校寮入居証明書（借家・寮通学の場合）

☐ その他（_____）

3 振込先口座

金融機関名：_____ 支店名：_____

口 座 種 別： ☐ 普通 ☐ 当座 口座番号：_____

口座名義（カタカナ）：_____

以上の内容に相違ないことを誓い、申請いたします。

申請者名（署名） _____ 印